

○実施の背景

「労働基準法」の改正、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、建設業においても同法の基準が適用されます。建設業については令和6年度から完全実施となり、令和5年度までは猶予期間となっています。そのため、豊橋市では令和元年度から、週休2日制工事を試行してまいりました。今後につきましては下記により週休2日制を取り入れていく予定です。

|        |         | R1(1年目)       | R2(2年目)    | R3(3年目)                                      | R4(4年目)  | R5(5年目)                     | R6    |
|--------|---------|---------------|------------|--|--|-----------------------------|-------|
|        |         | 4月            | 4月         | 4月   | 4月   | 4月                          | 4月    |
| 大企業    | 改正労働基準法 | 施行            |            |  |  |                             |       |
|        | 中小企業    | 1年間の猶予期間      |            |  |  |                             |       |
| 建設業    | 現行労働基準法 | 5年間の猶予期間      |            |  |  |                             |       |
| 豊橋市の対応 |         | 試行件数<br>・2件実施 | 試行件数<br>8件 | 試行工事<br>19件<br><br>建築、電気、機械等<br>・調査<br>・要綱変更 | 試行工事<br>土木、舗装工事等で<br>前年度より増<br><br>建築、電気、機械等<br>試行実施 | 試行工事<br>土木、舗装工事等で<br>前年度より増 | 週休2日制 |

《労働基準法改正により法定：罰則付き》

- (1)・原則、月45時間かつ年360時間・・・第36条第4項
  - ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定
    - ① 年720時間(月平均60時間)・・・第36条第5項
    - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
      - a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第3号
      - b.単月100時間未満(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第2号
      - c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項
- (2)建設業の取り扱い
  - ・施行後5年間現行制度を適用・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない)
  - ・施行後5年以降一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。・・・第139条第1項

週休2日工事の試行拡大について

○豊橋市週休2日制試行実施工事

1)豊橋市週休2日モデル工事試行要領が変更になりました。(市場単価の補正)

※要綱参照

2)建築系工事における豊橋市週休2日モデル工事試行要領の施行

建築系の工事につきましては、今まで週休2日モデル工事を行ってきませんでしたが、令和4年5月1日に「建築系工事における豊橋市週休2日モデル工事試行要領」を施行しました。

※要綱参照

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度     | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----|-------|-------|-------|-----------|--------|--------|
| 土木系 | 2     | 8     | 19    | 発注件数の5割程度 | 前年度より増 | 前年度より増 |
| 建築系 | 0     | 0     | 0     | 発注件数の1割程度 | 前年度より増 | 前年度より増 |



・令和6年度の発注工事は全て週休2日制を目指す  
(修繕工事等除く)